

## 契約情報の公表について(随意契約)

| 工事の名称、場所及び期間又は物<br>品役務等の名称及び数量 | 契約担当役等の氏名及びその所属<br>する本店又は支店の所在地  | 契約を締<br>結した日 | 契約の相手方の商号又は<br>名称及び住所                                  | 随意契約によることとした理由(企画競争又は公募)                                                                                               | 予定価格<br>(円)         | 契約金額<br>(円)         | 落札率<br>(%) | 再就職の<br>役員の数 | 備考 |
|--------------------------------|----------------------------------|--------------|--------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------|---------------------|------------|--------------|----|
| 事務所賃貸借                         | 契約担当役 八野行正<br>大阪府大阪市中央区南本町4-5-20 | 平成20年4月1日    | 関電不動産株式会社京都<br>支店<br>京都府京都市下京区塩小<br>路通烏丸西入東塩小路町<br>614 | 会計規程第25条第1項<br>当該場所で行なえば業務を行うことが不可能であることから、場所が限定され、供給者が<br>一に特定されるため、同社と随意契約したものである。                                   | 契約当事者間の約<br>定により非公表 | 契約当事者間の約<br>定により非公表 | ---        | -            |    |
| 事務所賃貸借                         | 契約担当役 八野行正<br>大阪府大阪市中央区南本町4-5-20 | 平成20年4月1日    | 中央三井信託銀行株式会<br>社<br>東京都港区芝3-33-1                       | 会計規程第25条第1項<br>当該場所で行なえば業務を行うことが不可能であることから、場所が限定され、供給者が<br>一に特定されるため、同社と随意契約したものである。                                   | 3,700,000           | 3,388,716           | 91.59%     | -            |    |
| 宿舍借上                           | 契約担当役 八野行正<br>大阪府大阪市中央区南本町4-5-20 | 平成20年4月1日    | 株式会社三陸<br>大阪府豊中市中桜塚2-22-<br>1                          | 会計規程第25条第1項<br>当該物件には現に職員が居住中であり、継続して宿舍として活用する必要があることか<br>ら当該物件の賃貸人と随意契約したものである。                                       | 1,800,000           | 1,800,000           | 100.00%    | -            |    |
| 事務所共益費                         | 契約担当役 八野行正<br>大阪府大阪市中央区南本町4-5-20 | 平成20年4月1日    | 株式会社スミセイビルマ<br>ネージメント<br>東京都新宿区西新宿6-14-<br>1           | 会計規程第25条第1項<br>契約相手方は、事務所ビル全体の管理等を行っており、所有持分はあるものの特定の事<br>業者を選ぶことはできないため随意契約したものである。                                   | 52,750,000          | 52,720,000          | 99.94%     | -            |    |
| 事務所清掃                          | 契約担当役 八野行正<br>大阪府大阪市中央区南本町4-5-20 | 平成20年4月1日    | ファースト・ファシリティーズ<br>ウエスト株式会社<br>大阪府大阪市中央区城見<br>1-4-70    | 会計規程第25条第1項<br>契約相手方が共用部分や他社の持分を含む事務所のビル全体の清掃を行うこととされ<br>ているため随意契約したものである。                                             | 6,795,000           | 6,795,000           | 100.00%    | -            |    |
| 事務所、倉庫、駐車場の賃貸借                 | 契約担当役 八野行正<br>大阪府大阪市中央区南本町4-5-20 | 平成20年4月1日    | 金沢中央ビルディング株式<br>会社<br>石川県金沢市丸の内4-12                    | 会計規程第25条第1項<br>当該場所で行なえば業務を行うことが不可能であることから、場所が限定され、供給者が<br>一に特定されるため、同社と随意契約したものである。                                   | 29,250,000          | 28,126,848          | 96.16%     | -            |    |
| 事務所清掃                          | 契約担当役 八野行正<br>大阪府大阪市中央区南本町4-5-20 | 平成20年4月1日    | 中部ビル管理株式会社<br>石川県金沢市片町2-2-15                           | 会計規程第25条第1項<br>契約相手方が共用部分や他社の持分を含む事務所のビル全体の清掃を行うこととされ<br>ているため随意契約したものである。                                             | 1,911,840           | 1,911,840           | 100.00%    | -            |    |
| 宿舍借上                           | 契約担当役 八野行正<br>大阪府大阪市中央区南本町4-5-20 | 平成20年4月9日    | 個人情報保護法に基づき非<br>公表                                     | 会計規程第25条第1項<br>人事異動に伴い、正式な異動日までの短期間で緊急に職員宿舍の借上が必要となり、<br>競争に付すことができないことから、事務所に近接する当該物件を宿舍として活用するた<br>め賃貸人と随意契約したものである。 | 2,712,000           | 2,712,000           | 100.00%    | -            |    |
| 後納郵便                           | 契約担当役 八野行正<br>大阪府大阪市中央区南本町4-5-20 | 平成20年4月1日    | 郵便事業株式会社<br>東京都千代田区霞が関1-<br>3-2                        | 会計規程第25条第1項<br>郵便法又は民間事業者による信書の送達に関する法律に規定する郵便及び信書の送<br>達が可能な事業者は、同社しかないため随意契約したものである。                                 | 13,450,000          | 13,450,000          | 100.00%    | -            |    |
| 後納郵便                           | 契約担当役 八野行正<br>大阪府大阪市中央区南本町4-5-20 | 平成20年4月1日    | 郵便事業株式会社<br>東京都千代田区霞が関1-<br>3-2                        | 会計規程第25条第1項<br>郵便法又は民間事業者による信書の送達に関する法律に規定する郵便及び信書の送<br>達が可能な事業者は、同社しかないため随意契約したものである。                                 | 2,950,000           | 2,950,000           | 100.00%    | -            |    |
| 後納郵便                           | 契約担当役 八野行正<br>大阪府大阪市中央区南本町4-5-20 | 平成20年4月1日    | 郵便事業株式会社<br>東京都千代田区霞が関1-<br>3-2                        | 会計規程第25条第1項<br>郵便法又は民間事業者による信書の送達に関する法律に規定する郵便及び信書の送<br>達が可能な事業者は、同社しかないため随意契約したものである。                                 | 4,750,000           | 4,750,000           | 100.00%    | -            |    |
| 電話                             | 契約担当役 八野行正<br>大阪府大阪市中央区南本町4-5-20 | 平成20年4月1日    | 西日本電信電話株式会社<br>大阪府大阪市中央区馬場<br>町3-15                    | 会計規程第25条第1項<br>提供を行うことが可能な業者が一に限られるため、同社と随意契約したものである。                                                                  | 3,650,000           | 3,650,000           | 100.00%    | -            |    |
| 電話                             | 契約担当役 八野行正<br>大阪府大阪市中央区南本町4-5-20 | 平成20年4月1日    | NTTコミュニケーションズ株<br>式会社<br>東京都千代田区内幸町1-<br>1-6           | 会計規程第25条第1項<br>提供を行うことが可能な業者が一に限られるため、同社と随意契約したものである。                                                                  | 1,750,000           | 1,750,000           | 100.00%    | -            |    |
| 電話                             | 契約担当役 八野行正<br>大阪府大阪市中央区南本町4-5-20 | 平成20年4月1日    | 西日本電信電話株式会社<br>大阪府大阪市中央区馬場<br>町3-15                    | 会計規程第25条第1項<br>提供を行うことが可能な業者が一に限られるため、同社と随意契約したものである。                                                                  | 2,800,000           | 2,800,000           | 100.00%    | -            |    |
| 携帯電話                           | 契約担当役 八野行正<br>大阪府大阪市中央区南本町4-5-20 | 平成20年4月1日    | 株式会社NTTドコモ関西<br>大阪府大阪市北区梅田1-<br>10-1                   | 会計規程第25条第1項<br>業務上、引き続き役務の提供を受ける必要があり、契約の性質又は目的が競争を許さな<br>いため、同社と随意契約したものである。                                          | 1,200,000           | 1,200,000           | 100.00%    | -            |    |
| 電気                             | 契約担当役 八野行正<br>大阪府大阪市中央区南本町4-5-20 | 平成20年4月1日    | 四国電力株式会社<br>香川県高松市丸の内2-5                               | 会計規程第25条第1項<br>提供を行うことが可能な業者が一に限られるため、同社と随意契約したものである。                                                                  | 2,000,000           | 2,000,000           | 100.00%    | -            |    |

(注)

会計規程施行細則第40条第1項に基づく公表である。